

4 介護サービス等の確保

介護が必要になっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、要介護者等を在宅で介護している家族等の負担軽減も考慮し、介護サービスの提供体制や在宅と施設の連携等、地域における継続的な支援体制の整備を図ることが重要です。

また、地域包括ケアシステムの基礎となる「住まい」については、地域において生活のニーズにあった住まいが提供され、個人の尊厳が確保されるとともに、医療、介護、生活支援等のサービスが適切に提供されることが重要です。

県は、市町村における介護サービス見込量を集約するとともに、必要な介護サービス等の確保のため、次の取組みを進めていきます。

- (1) 介護サービスの確保
- (2) 老人福祉施設等の整備
- (3) その他の居住環境の整備

(1) 介護サービスの確保

① 在宅療養生活を支える介護サービスの普及

現 状

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」は、利用者の様態や希望に応じて複数のサービスを組み合わせ、利用者が定額利用できる、在宅療養生活を支える介護サービスです。
- 一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者、在宅における重度の要介護者の増加が見込まれる中、小規模多機能型居宅介護や医療ニーズへの対応が可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護等のサービスは有効で、サービスを提供する事業者数は徐々に増加しています。

■指定事業者等数（2023（R5）年10月1日現在）（単位：事業所）

区 分	指定事業者数	介護予防事業者数	定 員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14		
小規模多機能型居宅介護	126	117	3,344
看護小規模多機能型居宅介護	7		190

資料：「山形県介護保険指定機関等管理システム」

- 介護保険優先の原則の下では、障がい者が65歳以上になって介護保険の被保険者となった際に、これまで使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなる場合があります。
- 2017（H29）年5月に成立した地域包括ケアシステム強化法では、使いなれた事業所においてサービスを利用しやすくする観点や、限りある福祉人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、一部の介護サービスにおいて高齢者や障がい児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設されることになりました。

課 題

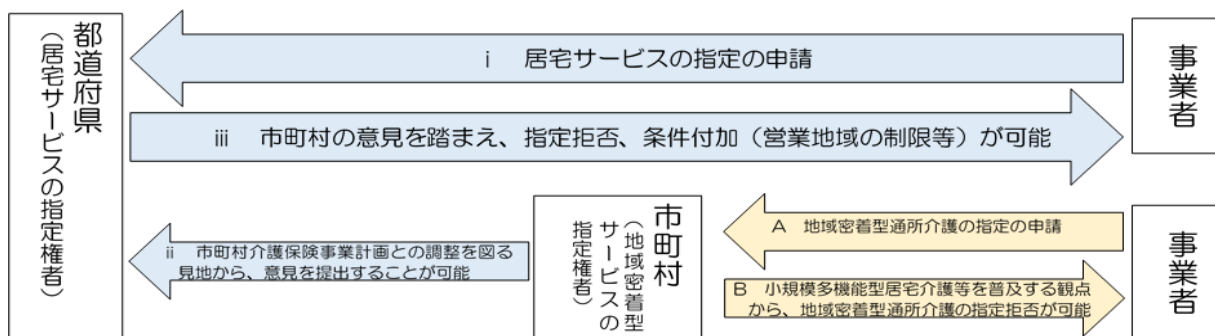
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護師の確保などの理由から、限られた地域のみでの実施にとどまっています。
- 「介護支援専門員や病院からの退院支援を行う医療ソーシャルワーカー等の理解が充分得られない」、「通所介護等の他のサービスが多い」等で、利用が進まない場合があります。
- 介護保険又は障がい福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における人員基準、施設基準等を満たしていない場合があります。
- 支援をマネジメントする介護支援専門員（介護側）と相談支援専門員（障がい側）が、支援に必要な情報を共有できる連携体制の構築が必要です。

深化・推進のポイント

- 在宅療養生活を支える介護サービスを普及するための市町村支援
- 取組事業所の普及拡大と各マネジメント支援者の連携促進

施策の推進方向

- 介護保険法においては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護をさらに普及させる観点で、都道府県は、市町村から提出された意見を踏まえて、通所介護、訪問介護及び短期入所生活介護の事業所指定を拒否することが可能です。
- 県は、市町村の意見を踏まえて適切な居宅サービスの指定を行うこと等で、市町村における在宅療養生活を支える介護サービスの確保を支援します。
- 県は、介護保険サービス施設・事業所、障害福祉サービス事業所及び市町村に対し、研修や集団指導の場において「共生型サービス」の創設に伴う基準・報酬について、積極的に周知を図り、共生型サービスに取り組む事業所の普及拡大を進めます。
- 県は、対象者が利用しやすい体制の整備として、介護支援専門員と相談支援専門員が情報を共有できる体制づくり及び介護支援専門員の資質向上に対する取組みを推進します。



【関与の観点】	都道府県指定のサービス	市町村指定のサービス
市町村介護保険事業計画との調和	施設・居住系サービス ⇒ 指定拒否 居宅サービス ⇒ 条件付加	施設・居住系サービス ⇒ 指定拒否
小規模多機能型居宅介護等の普及	通所介護・訪問介護・短期入所生活介護 ⇒ 指定拒否・条件付加	地域密着型通所介護 ⇒ 指定拒否・条件付加

② 居宅介護サービスの見込量

現状・課題

- 高齢化が進展する中、地域包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活ができるよう、効果的かつ効率的なサービスの提供体制が必要です。
- そのため、2017(H29)年5月に成立した地域包括ケアシステム強化法において、市町村は、高齢者の自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析とその対応等について制度化されました。
- これにより、市町村は、介護保険事業計画の策定にあたり、国から提供されるデータの分析とともに、各種調査や個別地域ケア会議の開催を通して明らかとなった地域課題(ニーズ)を踏まえた、適切にサービス見込量を算定する必要があります。また、見込んだサービスが被保険者に対して適切に提供できるように取り組む必要があります。
- 国においては、介護を要する高齢者が適切な介護サービスを利用できないことにより、やむを得ず離職する家族等をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消する「介護離職ゼロ」の取組みを進めています。
- 地域医療構想の実現に伴い、在宅療養を利用する高齢者の増加が見込まれていることから、市町村は、在宅療養に必要な介護サービスの確保及び在宅医療・介護連携の推進が求められています。

深化・推進のポイント

- 介護サービス見込量に応じたサービスの確保

施策の推進方向

- 県は、市町村が必要と見込んだ各サービスが、被保険者に対し適切に提供されるよう支援します。

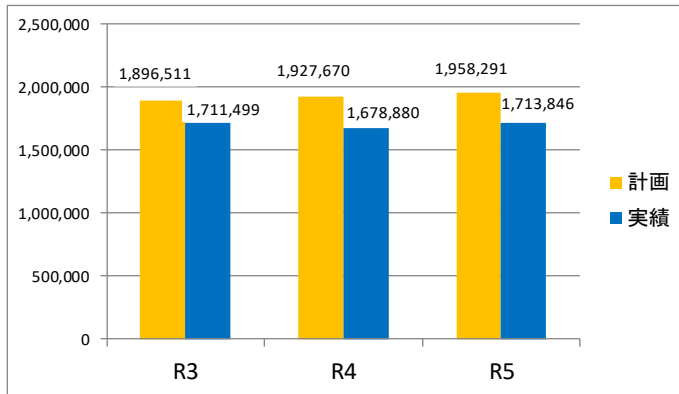
訪問介護

■ サービスの内容

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、食事、掃除、洗濯、買い物等の身体介護や生活援助を行います。

■ サービスの利用状況（県全体）

○訪問介護(県全体) (回/年)



※令和5年度は見込

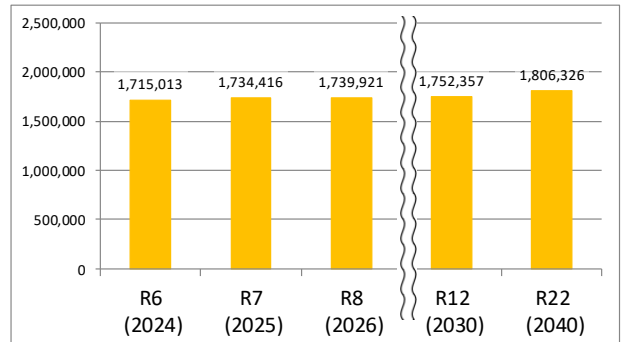
■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

訪問介護は、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

○訪問介護 (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	577,897	589,562	598,349	613,909	646,866
最上	75,722	75,742	74,966	74,540	76,100
置賜	401,231	404,054	403,090	395,969	393,103
庄内	660,163	665,058	663,516	667,939	690,257
県全体	1,715,013	1,734,416	1,739,921	1,752,357	1,806,326

○訪問介護(県全体) (回/年)



※ 市町村が推計した見込量を集計したもの（以降のサービス量の見込みについて同じ）

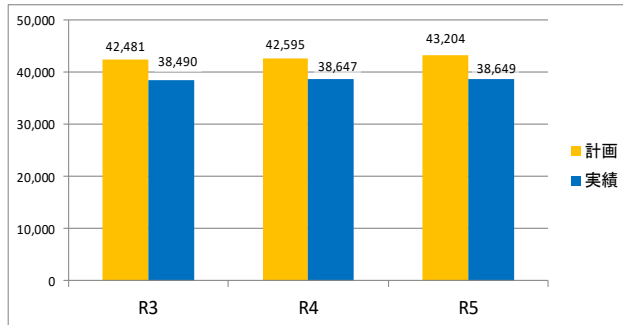
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

■ サービスの内容

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、持参した浴槽で入浴介護を行います。

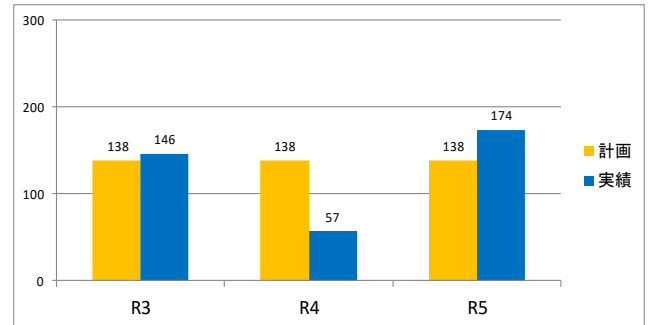
■ サービスの利用状況（県全体）

○訪問入浴介護(県全体) (回/年)



※令和5年度は見込

○介護予防訪問入浴介護(県全体) (回/年)



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

訪問入浴介護は、計画期間中は増加するものと見込まれます。また、介護予防訪問入浴介護は、横ばいで推移していくものと見込まれます。

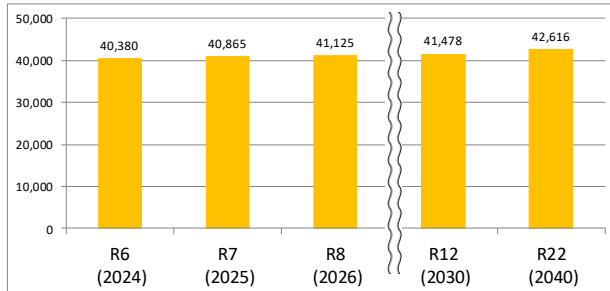
○訪問入浴介護 (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	20,324	20,638	20,971	21,901	23,166
最上	2,802	2,844	2,797	2,690	2,650
置賜	9,911	9,979	9,948	9,563	9,338
庄内	7,343	7,404	7,409	7,324	7,462
県全体	40,380	40,865	41,125	41,478	42,616

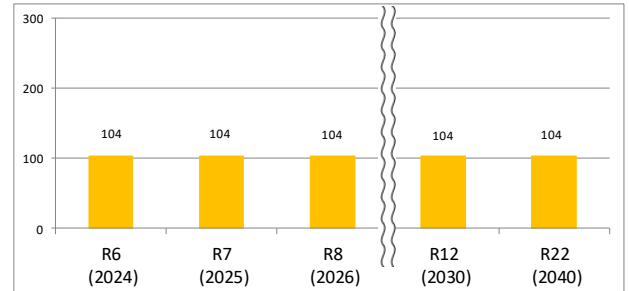
○介護予防訪問入浴介護 (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	36	36	36	36	36
最上	0	0	0	0	0
置賜	68	68	68	68	68
庄内	0	0	0	0	0
県全体	104	104	104	104	104

○訪問入浴介護(県全体) (回/年)



○介護予防訪問入浴介護(県全体) (回/年)



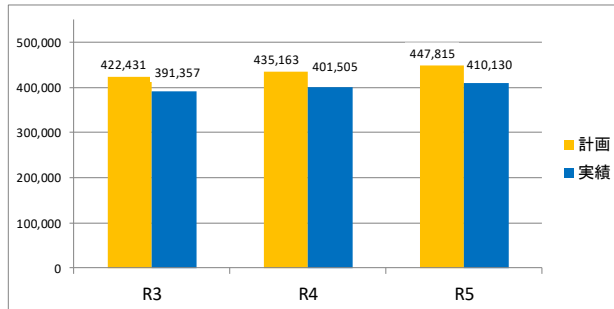
訪問看護・介護予防訪問看護

■ サービスの内容

医師の指示により、看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

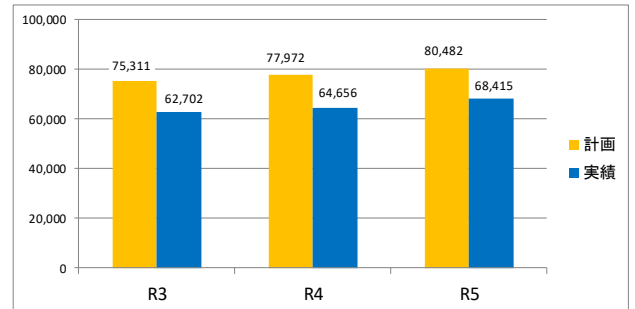
■ サービスの利用状況（県全体）

○訪問看護(県全体) (回/年)



※令和5年度は見込

○介護予防訪問看護(県全体) (回/年)



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

訪問看護、介護予防訪問看護ともに、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

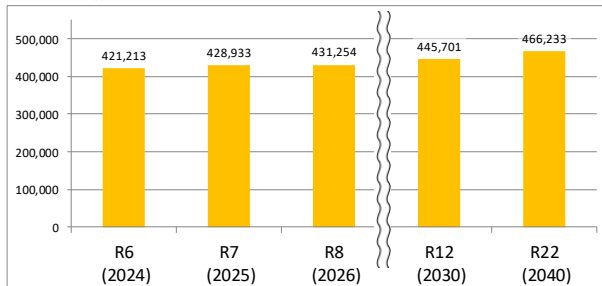
○訪問看護 (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	266,818	273,103	275,322	289,622	309,191
最上	18,310	18,383	18,301	20,005	19,754
置賜	64,972	65,692	65,749	64,004	63,268
庄内	71,113	71,755	71,882	72,070	74,020
県全体	421,213	428,933	431,254	445,701	466,233

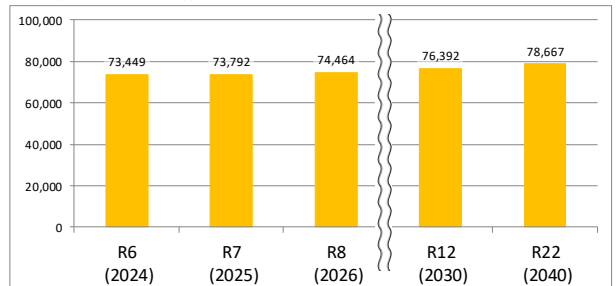
○介護予防訪問看護 (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	50,042	50,410	51,128	53,542	55,927
最上	3,395	3,467	3,404	2,880	2,818
置賜	14,442	14,378	14,378	14,358	14,206
庄内	5,570	5,537	5,554	5,612	5,716
県全体	73,449	73,792	74,464	76,392	78,667

○訪問看護(県全体) (回/年)



○介護予防訪問看護(県全体) (回/年)

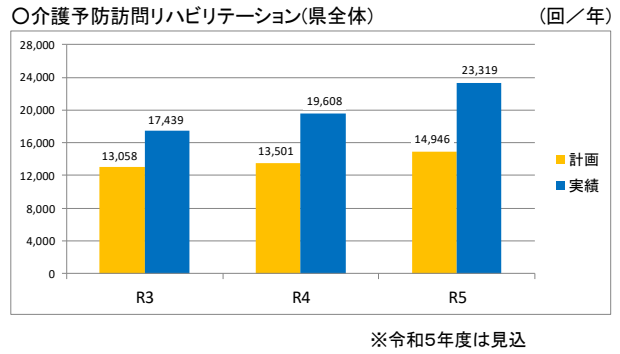
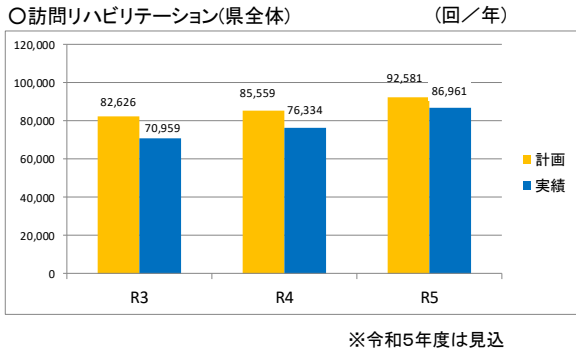


訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

■ サービスの内容

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

■ サービスの利用状況（県全体）



■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

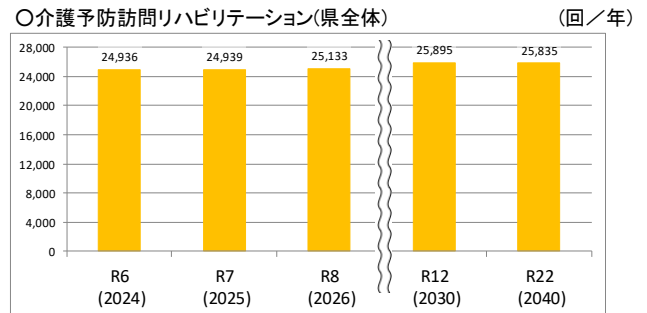
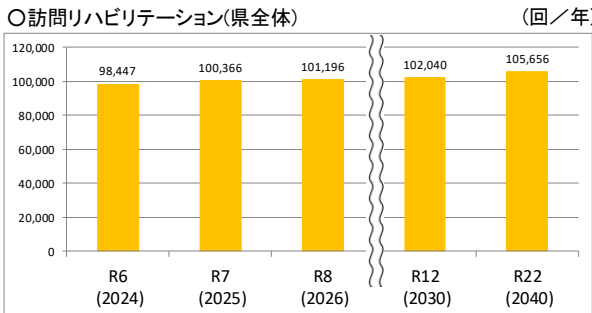
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーションともに、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

○訪問リハビリテーション (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	35,438	37,090	37,974	38,369	39,986
最上	1,640	1,640	1,640	1,640	1,570
置賜	25,152	25,152	24,984	25,456	26,342
庄内	36,217	36,484	36,598	36,575	37,758
県全体	98,447	100,366	101,196	102,040	105,656

○介護予防訪問リハビリテーション (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	7,654	7,656	7,820	8,186	8,258
最上	265	265	265	265	265
置賜	4,718	4,718	4,878	5,022	4,926
庄内	12,299	12,300	12,170	12,422	12,386
県全体	24,936	24,939	25,133	25,895	25,835

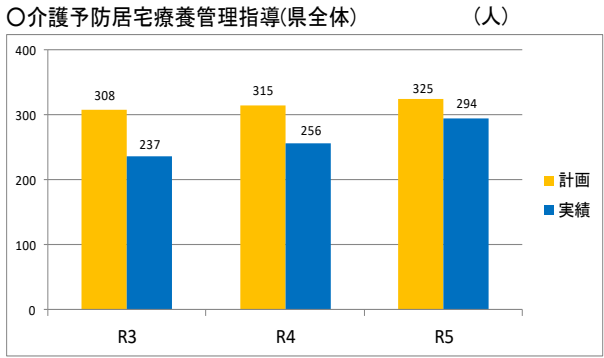
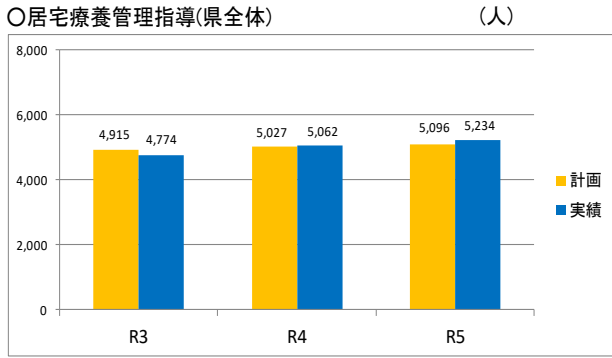


居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

■ サービスの内容

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が通院困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

■ サービスの利用状況（県全体）



※令和5年度は見込

※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

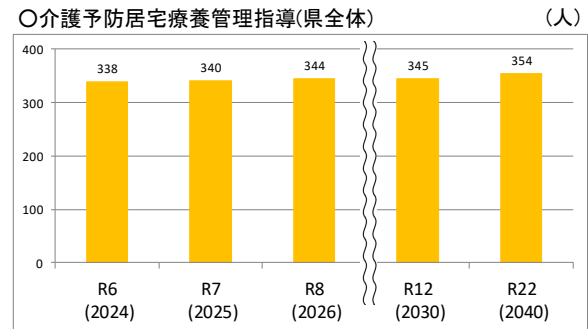
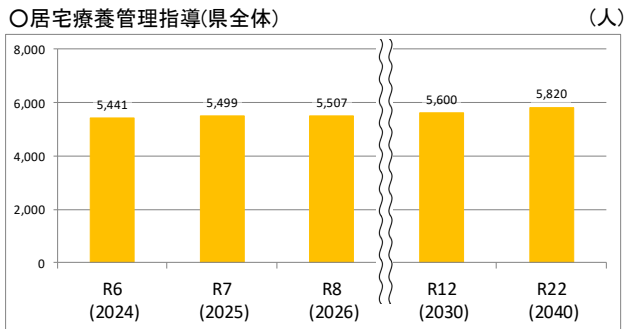
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導ともに、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

○居宅療養管理指導 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	2,775	2,821	2,834	2,933	3,127
最上	189	190	186	192	181
置賜	817	818	819	802	793
庄内	1,660	1,670	1,668	1,673	1,719
県全体	5,441	5,499	5,507	5,600	5,820

○介護予防居宅療養管理指導 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	189	192	196	204	212
最上	11	11	11	10	11
置賜	65	65	65	58	58
庄内	73	72	72	73	73
県全体	338	340	344	345	354



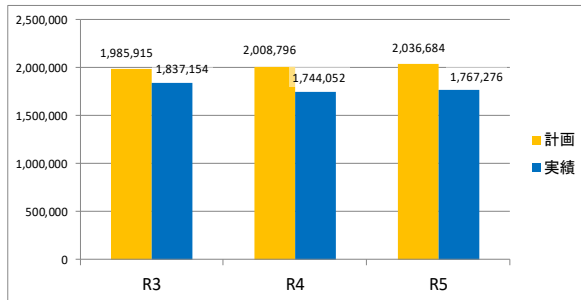
通所介護・地域密着型通所介護

■ サービスの内容

通所介護施設で、食事、入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練を日帰りで行います。

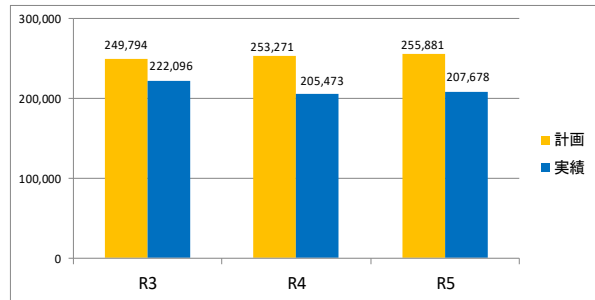
■ サービスの利用状況（県全体）

○通所介護(県全体) (回/年)



※令和5年度は見込

○地域密着型通所介護(県全体) (回/年)



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

通所介護、地域密着型通所介護ともに、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

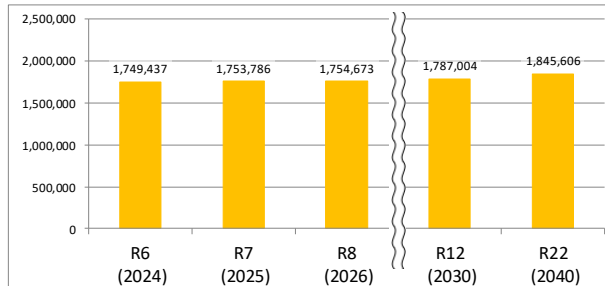
○通所介護 (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	752,006	754,694	757,577	778,187	824,762
最上	164,930	164,570	163,583	177,992	173,094
置賜	267,827	267,600	266,639	263,791	267,358
庄内	564,674	566,922	566,874	567,034	580,392
県全体	1,749,437	1,753,786	1,754,673	1,787,004	1,845,606

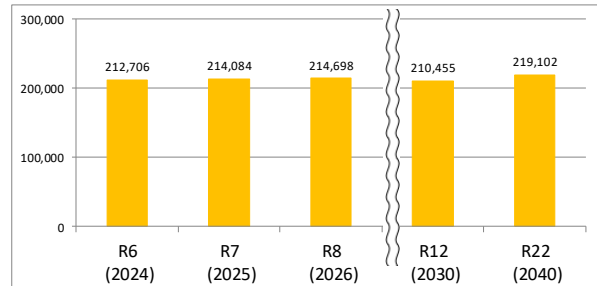
○地域密着型通所介護 (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	91,043	92,117	92,741	95,738	102,211
最上	36,102	36,054	36,313	31,357	31,657
置賜	57,299	57,569	57,312	56,041	57,372
庄内	28,262	28,344	28,332	27,319	27,862
県全体	212,706	214,084	214,698	210,455	219,102

○通所介護(県全体) (回/年)



○地域密着型通所介護(県全体) (回/年)



通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

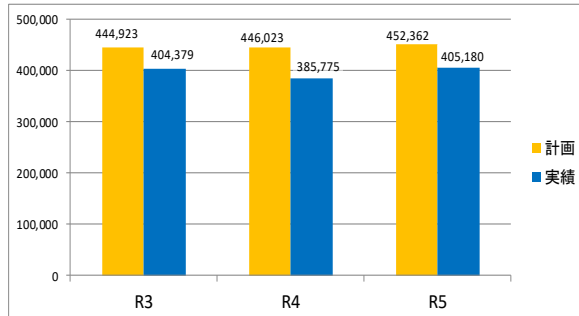
■ サービスの内容

介護老人保健施設や医療機関で、食事、入浴等の日常生活上の支援や機能訓練、リハビリテーションを日帰りで行います。

■ サービスの利用状況（県全体）

○通所リハビリテーション(県全体)

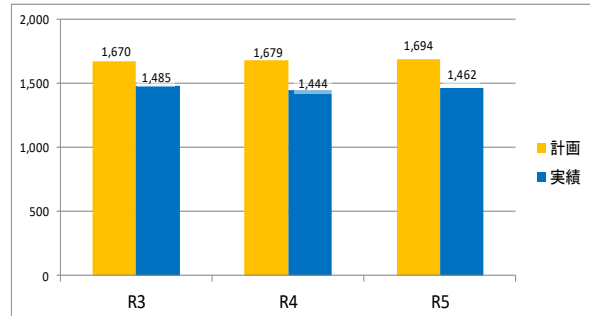
(回/年)



※令和5年度は見込

○介護予防通所リハビリテーション(県全体)

(人)



※令和5年度は見込

※ サービス量について、介護予防通所リハビリテーションは報酬が月単位のため、利用人数で見込んでいる。

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションともに、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

○通所リハビリテーション

(回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	176,503	178,216	179,477	186,010	193,908
最上	22,946	22,732	22,534	21,703	22,764
置賜	50,012	49,424	49,333	47,953	48,761
庄内	141,660	142,171	142,184	141,240	145,523
県全体	391,121	392,543	393,528	396,906	410,956

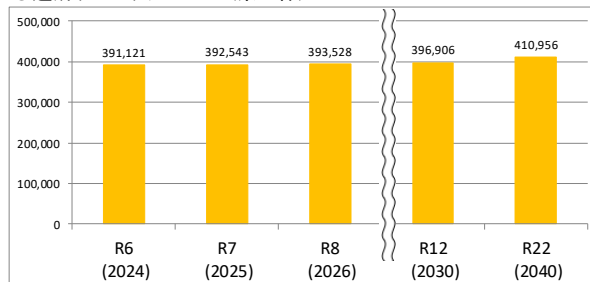
○介護予防通所リハビリテーション

(人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	712	722	727	749	764
最上	55	56	56	51	52
置賜	203	203	200	192	190
庄内	530	531	535	523	533
県全体	1,500	1,512	1,518	1,515	1,539

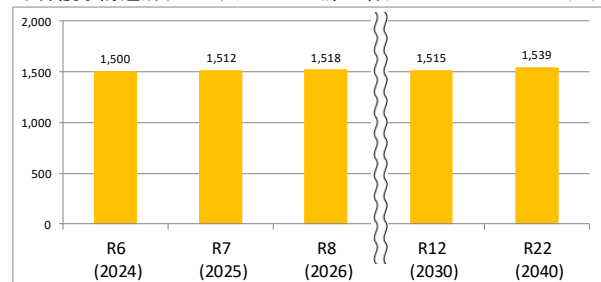
○通所リハビリテーション(県全体)

(回/年)



○介護予防通所リハビリテーション(県全体)

(人)



短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

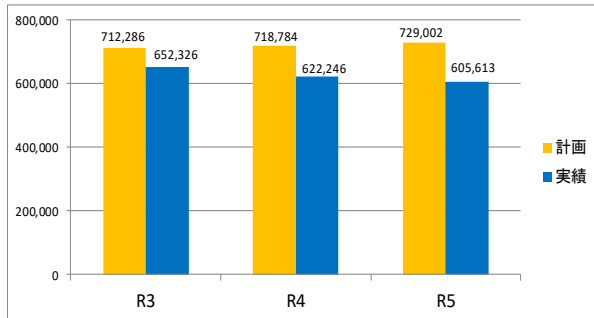
■ サービスの内容

介護老人福祉施設等に短期間入所する人に、食事、入浴等の介護や機能訓練等を行います。

■ サービスの利用状況（県全体）

○短期入所生活介護(県全体)

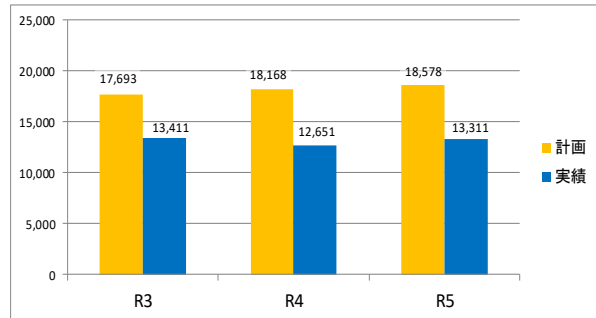
(日/年)



※令和5年度は見込

○介護予防短期入所生活介護(県全体)

(日/年)



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護ともに、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

○短期入所生活介護

(日/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	296,165	301,438	303,731	313,952	331,159
最上	25,498	25,466	25,466	25,524	25,679
置賜	81,654	81,886	81,839	80,771	80,909
庄内	218,569	219,534	219,221	218,388	224,515
県全体	621,886	628,324	630,257	638,635	662,262

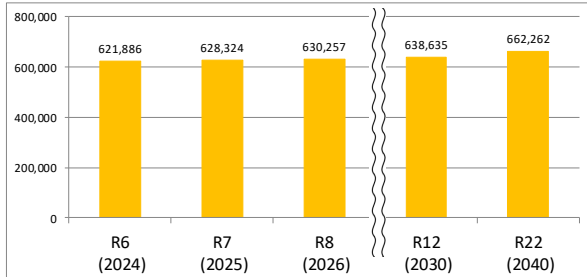
○介護予防短期入所生活介護

(日/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	10,078	10,091	10,406	9,865	10,441
最上	967	1,082	1,082	1,034	1,034
置賜	1,276	1,268	1,249	1,249	1,249
庄内	4,368	4,368	4,368	4,756	4,756
県全体	16,689	16,809	17,105	16,904	17,480

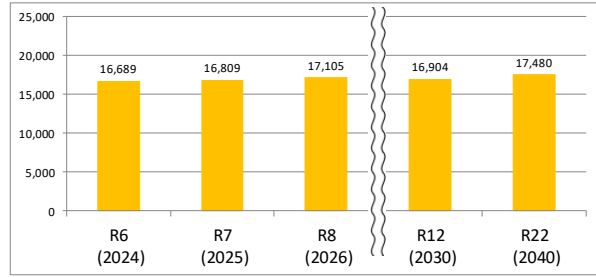
○短期入所生活介護(県全体)

(日/年)



○介護予防短期入所生活介護(県全体)

(日/年)

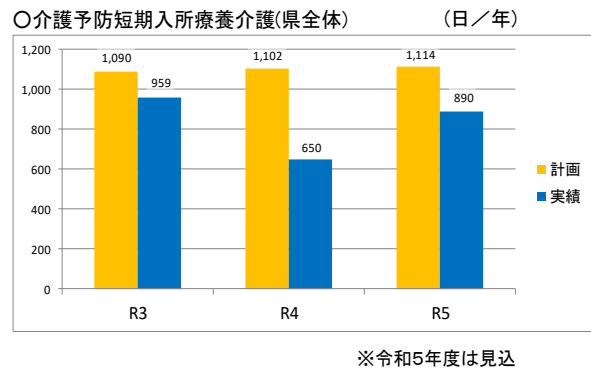
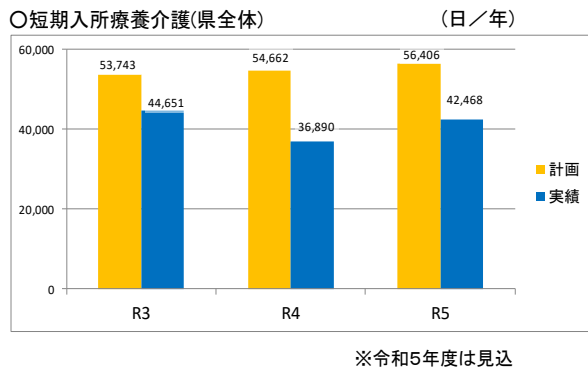


短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

■ サービスの内容

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所する人に、看護や医学的管理下での介護、日常生活上の世話や機能訓練等を行います。

■ サービスの利用状況（県全体）



■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

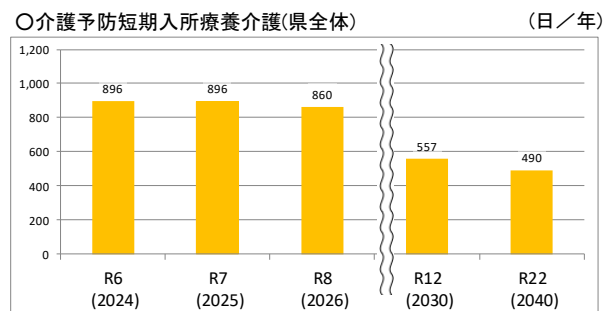
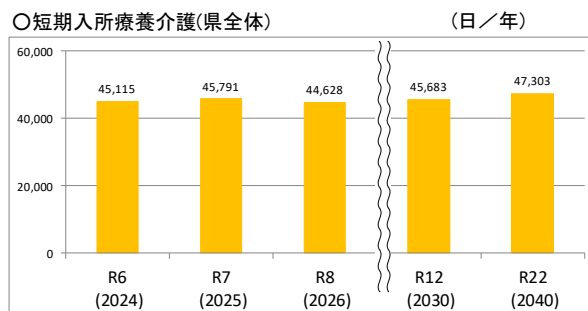
短期入所療養介護は、計画期間中は横ばいで推移していくものと見込まれます。また、介護予防短期入所療養介護は、減少していくものと見込まれます。

○短期入所療養介護 (日/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	18,847	19,146	19,391	20,046	21,496
最上	1,223	1,223	1,223	1,795	1,747
置賜	8,651	8,966	7,795	7,504	7,124
庄内	16,394	16,456	16,219	16,338	16,936
県全体	45,115	45,791	44,628	45,683	47,303

○介護予防短期入所療養介護 (日/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	67	67	67	67	0
最上	0	0	0	0	0
置賜	793	793	757	454	454
庄内	36	36	36	36	36
県全体	896	896	860	557	490

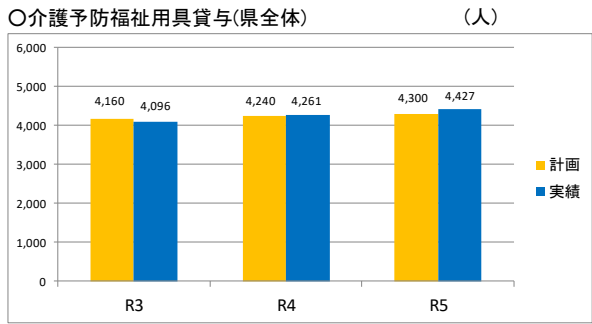
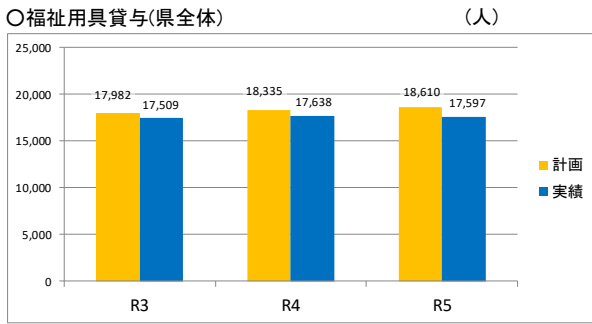


福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

■ サービスの内容

車いす、特殊寝台、歩行器等日常生活の自立を助けるための福祉用具のレンタルを行います。

■ サービスの利用状況（県全体）



※令和5年度は見込

※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

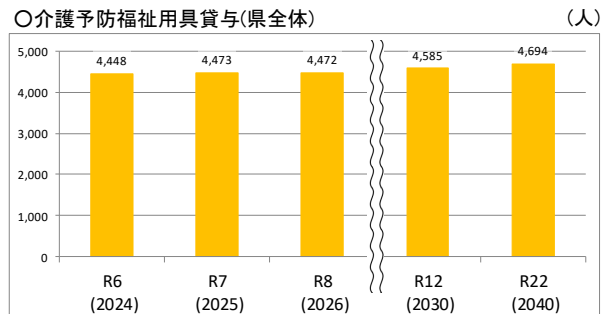
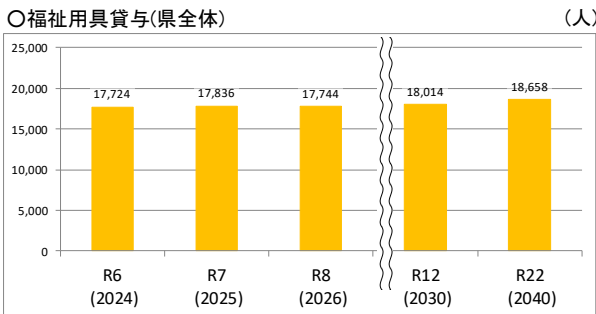
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与ともに、計画期間中は横ばいで推移していくものと見込まれます。

○福祉用具貸与 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	8,030	8,117	8,156	8,408	8,908
最上	1,398	1,394	1,380	1,401	1,397
置賜	3,340	3,343	3,229	3,205	3,222
庄内	4,956	4,982	4,979	5,000	5,131
県全体	17,724	17,836	17,744	18,014	18,658

○介護予防福祉用具貸与 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	2,332	2,348	2,350	2,425	2,505
最上	270	274	272	306	311
置賜	794	794	791	789	799
庄内	1,052	1,057	1,059	1,065	1,079
県全体	4,448	4,473	4,472	4,585	4,694



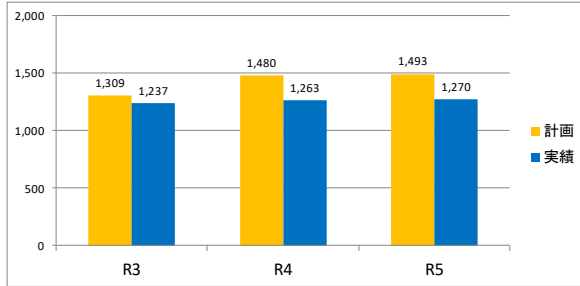
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

■ サービスの内容

特定施設(指定を受けた有料老人ホーム等)に入居している人に、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護やその他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。

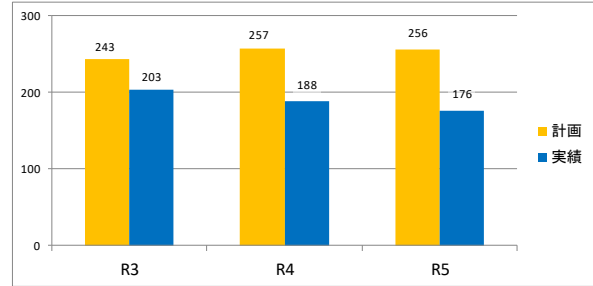
■ サービスの利用状況(県全体)

○特定施設入居者生活介護(県全体) (人)



※令和5年度は見込

○介護予防特定施設入居者生活介護(県全体) (人)



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み(県全体、地域別)

特定施設入居者生活介護、計画期間中は増加していくものと見込まれます。また、介護予防特定施設入居者生活介護は、横ばいで推移していくものと見込まれます。

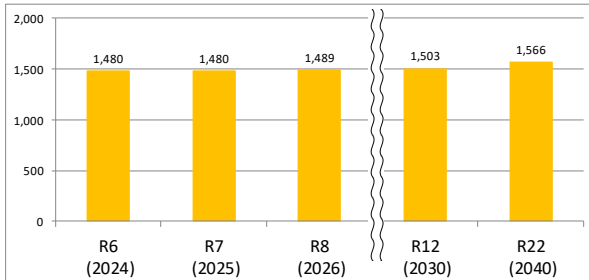
○特定施設入居者生活介護 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	870	871	879	888	945
最上	74	75	74	76	77
置賜	284	282	283	282	283
庄内	252	252	253	257	261
県全体	1,480	1,480	1,489	1,503	1,566

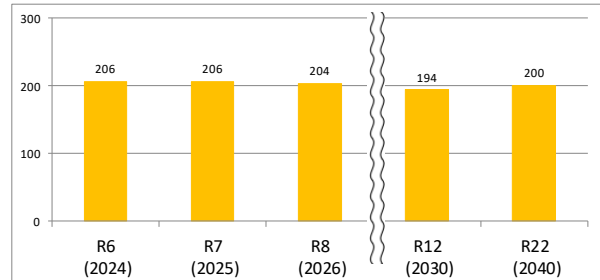
○介護予防特定施設入居者生活介護 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	150	150	148	145	152
最上	10	10	10	5	5
置賜	40	40	40	38	37
庄内	6	6	6	6	6
県全体	206	206	204	194	200

○特定施設入居者生活介護(県全体) (人)



○介護予防特定施設入居者生活介護(県全体) (人)



居宅介護支援・介護予防支援

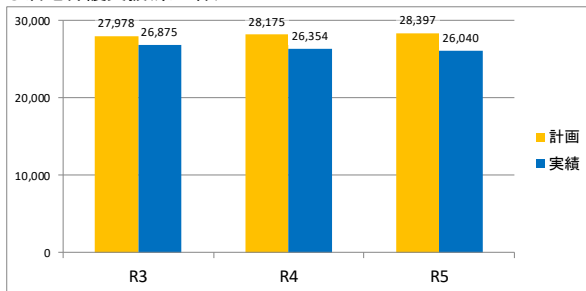
■ サービスの内容

要介護者や要支援者がある心身の状態等に応じた適切な介護サービスを受けることができるようにケアプランを作成するとともに、介護サービスの提供に際しての事業者との調整、実際のサービスの利用状況・実施状況の把握や給付管理票の提出等の給付管理を行います。

■ サービスの利用状況（県全体）

○居宅介護支援(県全体)

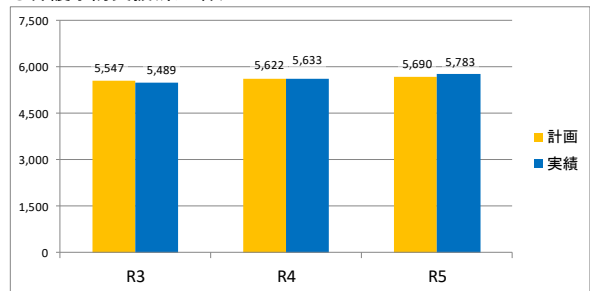
(人)



※令和5年度は見込

○介護予防支援(県全体)

(人)



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

居宅介護支援は、計画期間中は横ばいで推移していくものと見込まれます。また、介護予防支援は、増加していくものと見込まれます。

○居宅介護支援

(人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	11,778	11,893	11,976	12,284	13,135
最上	2,045	2,043	2,030	2,025	2,126
置賜	4,710	4,738	4,743	4,613	4,692
庄内	7,719	7,773	7,765	7,852	8,096
県全体	26,252	26,447	26,514	26,774	28,049

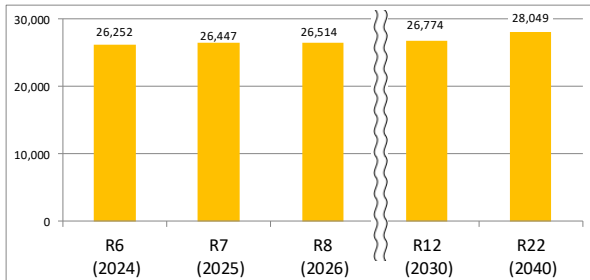
○介護予防支援

(人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	3,037	3,088	3,134	3,241	3,368
最上	358	355	351	350	363
置賜	1,001	1,000	995	993	1,000
庄内	1,503	1,509	1,513	1,529	1,563
県全体	5,899	5,952	5,993	6,113	6,294

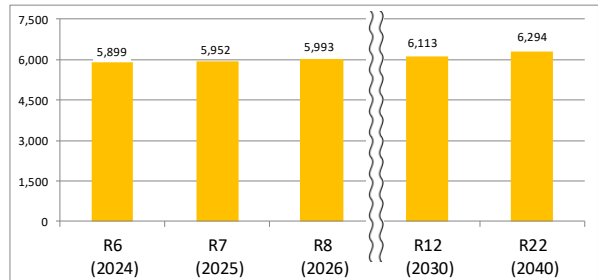
○居宅介護支援(県全体)

(人)



○介護予防支援(県全体)

(人)



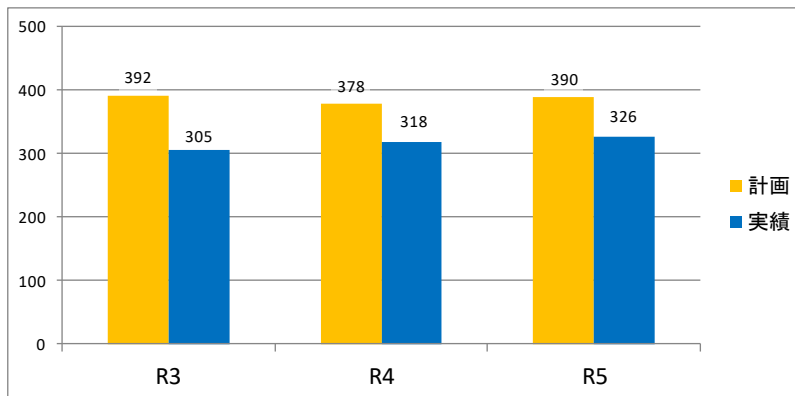
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

■ サービスの内容

日中、夜間を通して、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、一体的にまたは連携して行います。

■ サービスの利用状況（県全体）

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護(県全体) (人)



※令和5年度は見込

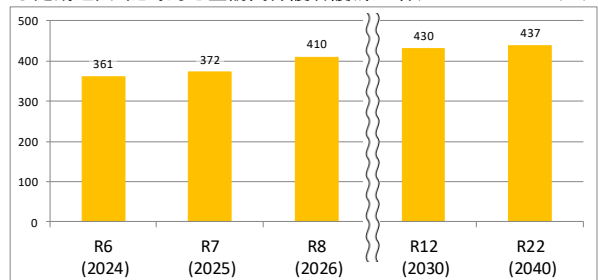
■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	113	122	159	180	186
最上	0	0	0	0	0
置賜	71	72	72	70	64
庄内	177	178	179	180	187
県全体	361	372	410	430	437

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護(県全体) (人)



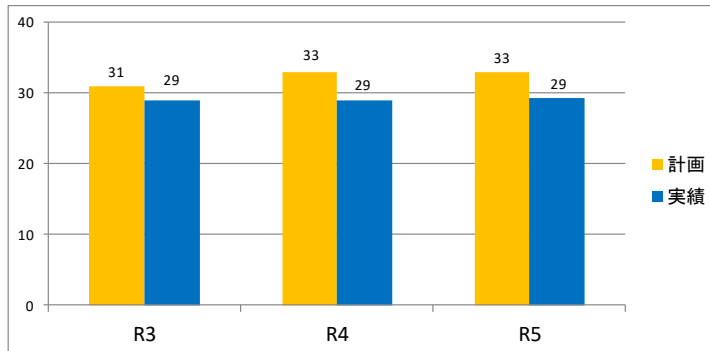
夜間対応型訪問介護

■ サービスの内容

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。

■ サービスの利用状況（県全体）

○夜間対応型訪問介護(県全体) (人)



※令和5年度は見込

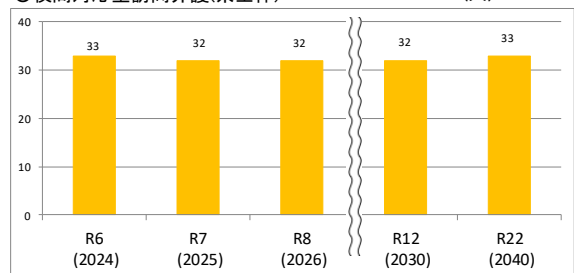
■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

夜間対応型訪問介護は、計画期間中は横ばいで推移していくものと見込まれます。

○夜間対応型訪問介護 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	17	16	16	17	18
最上	0	0	0	0	0
置賜	1	1	1	0	0
庄内	15	15	15	15	15
県全体	33	32	32	32	33

○夜間対応型訪問介護(県全体) (人)



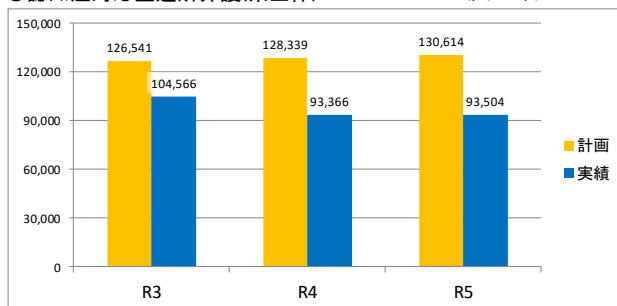
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

■ サービスの内容

認知症の人が対象の通所介護で、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで行います。

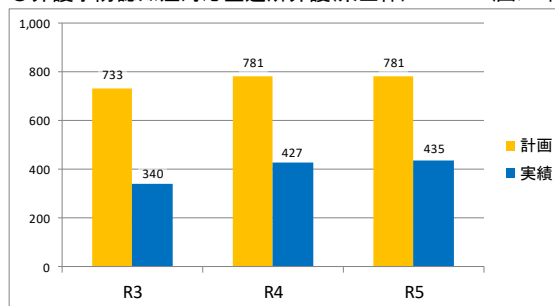
■ サービスの利用状況（県全体）

○認知症対応型通所介護(県全体) (回/年)



※令和5年度は見込

○介護予防認知症対応型通所介護(県全体) (回/年)



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護ともに、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

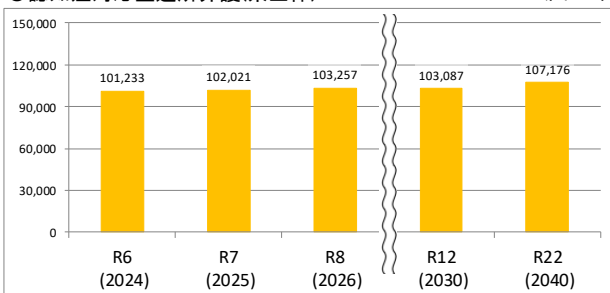
○認知症対応型通所介護 (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	42,040	42,545	43,794	44,095	46,579
最上	1,663	1,663	1,663	1,567	1,567
置賜	16,777	16,820	16,807	16,315	16,576
庄内	40,753	40,993	40,993	41,110	42,454
県全体	101,233	102,021	103,257	103,087	107,176

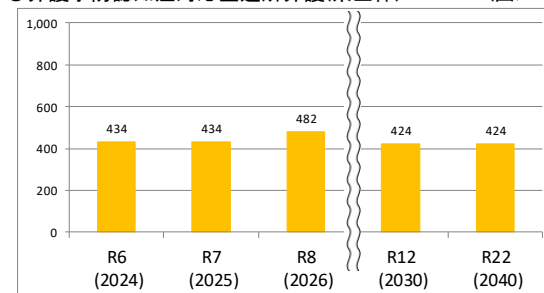
○介護予防認知症対応型通所介護 (回/年)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	130	130	178	130	130
最上	0	0	0	0	0
置賜	162	162	162	152	152
庄内	142	142	142	142	142
県全体	434	434	482	424	424

○認知症対応型通所介護(県全体) (回/年)



○介護予防認知症対応型通所介護(県全体) (回/年)



小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

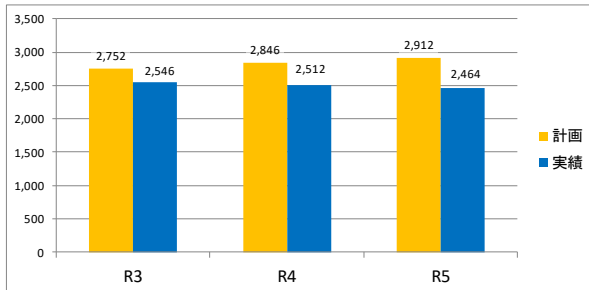
■ サービスの内容

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や短期間の宿泊のサービスを組み合わせた多機能なサービスを行います。

■ サービスの利用状況（県全体）

○小規模多機能型居宅介護(県全体)

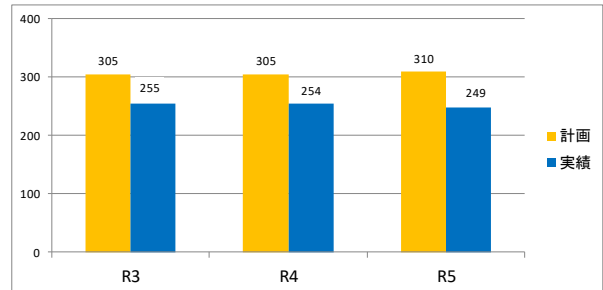
(人)



※令和5年度は見込

○介護予防小規模多機能型居宅介護(県全体)

(人)



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護ともに、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

○小規模多機能型居宅介護

(人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	1,325	1,337	1,347	1,406	1,506
最上	139	140	143	134	145
置賜	448	449	448	445	444
庄内	628	634	635	636	650
県全体	2,540	2,560	2,573	2,621	2,745

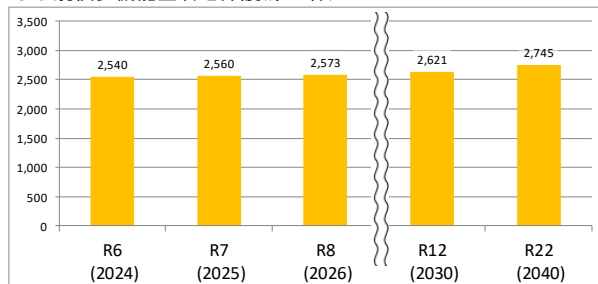
○介護予防小規模多機能型居宅介護

(人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	151	151	153	158	161
最上	10	11	11	15	15
置賜	28	28	29	29	28
庄内	68	68	68	69	69
県全体	257	258	261	271	273

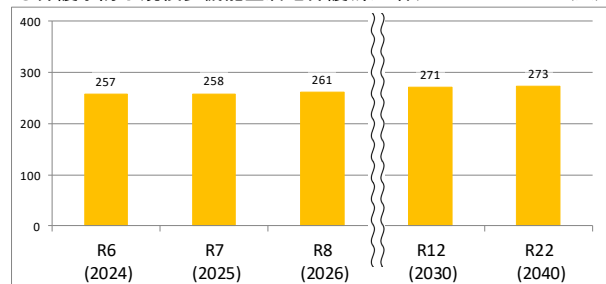
○小規模多機能型居宅介護(県全体)

(人)



○介護予防小規模多機能型居宅介護(県全体)

(人)



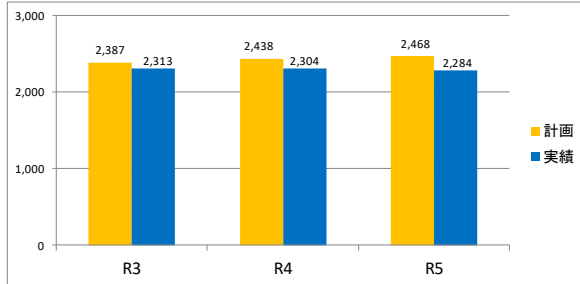
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

■ サービスの内容

認知症高齢者が共同生活する住宅で、食事や入浴、機能訓練等のサービスを行います。

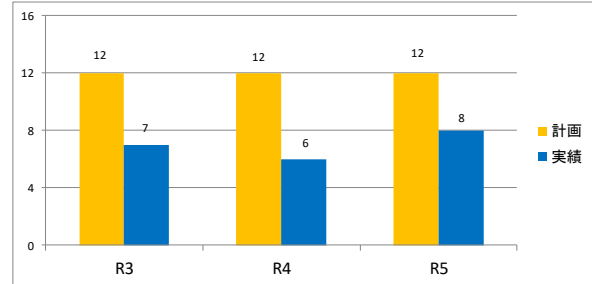
■ サービスの利用状況（県全体）

○認知症対応型共同生活介護(県全体) (人)



※令和5年度は見込

○介護予防認知症対応型共同生活介護(県全体) (人)



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

認知症対応型共同生活介護、計画期間中は増加していくものと見込まれます。また、介護予防認知症対応型共同生活介護は、横ばいで推移していくものと見込まれます。

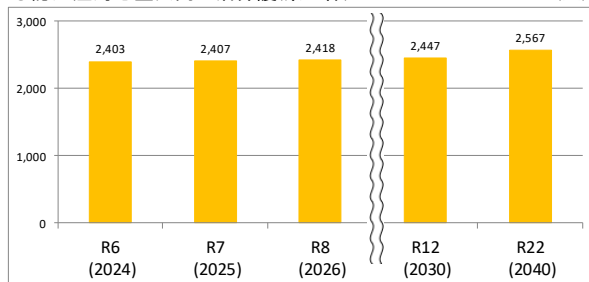
○認知症対応型共同生活介護 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	996	994	1,008	1,032	1,126
最上	60	61	61	61	64
置賜	519	519	519	516	513
庄内	828	833	830	838	864
県全体	2,403	2,407	2,418	2,447	2,567

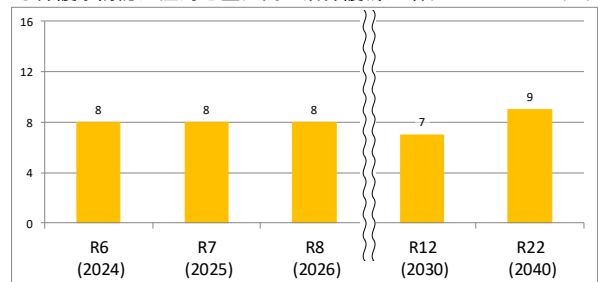
○介護予防認知症対応型共同生活介護 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	2	2	2	0	2
最上	0	0	0	0	0
置賜	5	5	5	6	6
庄内	1	1	1	1	1
県全体	8	8	8	7	9

○認知症対応型共同生活介護(県全体) (人)



○介護予防認知症対応型共同生活介護(県全体) (人)



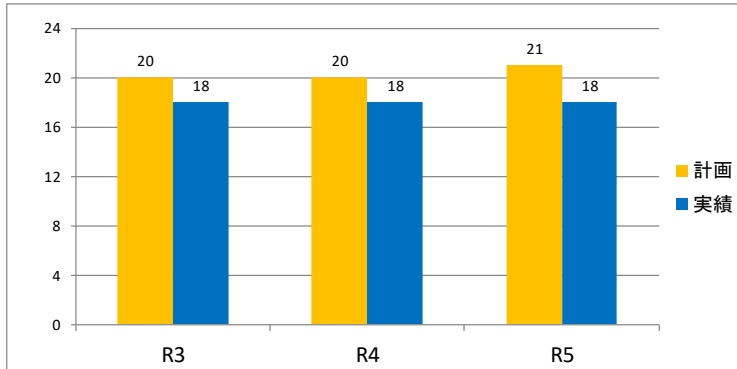
地域密着型特定施設入居者生活介護

■ サービスの内容

定員が29人以下の小規模な介護専用型の特定施設（指定を受けた有料老人ホーム等）に入所する人に、食事や入浴、機能訓練等のサービスを行います。

■ サービスの利用状況（県全体）

○地域密着型特定施設入居者生活介護(県全体) (人)



※令和5年度は見込

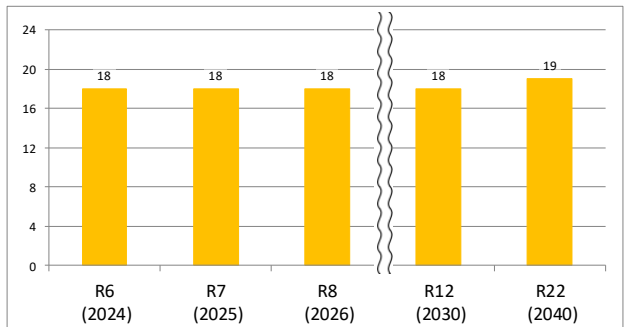
■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

地域密着型特定施設入居者生活介護は、計画期間中は横ばいで推移していくものと見込まれます。

○地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	18	18	18	18	19
最上	0	0	0	0	0
置賜	0	0	0	0	0
庄内	0	0	0	0	0
県全体	18	18	18	18	19

○地域密着型特定施設入居者生活介護(県全体) (人)



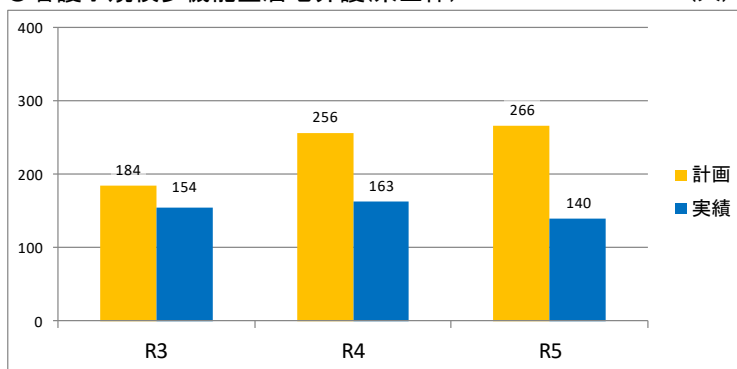
看護小規模多機能型居宅介護

■ サービスの内容

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で一体的な介護や医療、看護を行います。

■ サービスの利用状況（県全体）

○看護小規模多機能型居宅介護(県全体) (人)



※令和5年度は見込

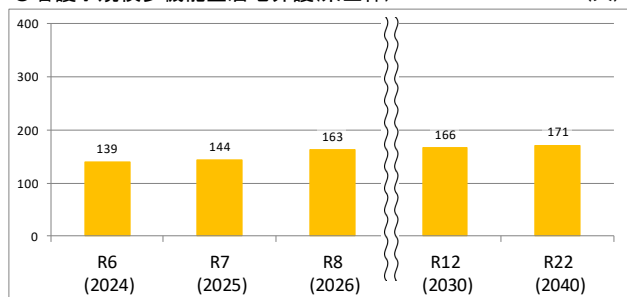
■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

看護小規模多機能型居宅介護は、計画期間中は増加していくものと見込まれます。

○看護小規模多機能型居宅介護 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	81	85	103	108	114
最上	13	14	14	14	14
置賜	45	45	46	44	43
庄内	0	0	0	0	0
県全体	139	144	163	166	171

○看護小規模多機能型居宅介護(県全体) (人)



③ 介護保険施設の見込量等

現 状

- 在宅での十分な介護が困難で、リハビリテーションや看護を必要とする要介護者については、本人の状態に応じた自立支援を行うため、本人の希望を踏まえた施設入所による支援が必要となります。
- 県は、施設に入所した場合でも、施設での生活をできるだけ自宅に近いものとし、入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重した介護が行われるようにするために、施設整備の補助金等により、ユニット¹型施設の整備を推進しています。

課 題

- 介護サービス基盤の整備を進めるに当たっては、住民にとって最も身近な市町村が主体となって、在宅と施設サービス量の均衡を考慮しつつ、計画的に整備していくこととされています。
- ユニット型施設の整備については、運営主体の財政面の問題や施設の耐用年数の関係から、思うように進まない状況にあります。また、利用者負担の観点などから、多床室の施設を望む声もあり、地域の実情に応じた施設整備が必要となります。

深化・推進のポイント

- 施設サービス見込量に応じた適切な施設整備等の促進
- 地域特性、利用者負担等にも配慮しつつユニットケア²を推進

施策の推進方向

- 県は、市町村に対し、施設サービスの見込量に応じた適切な施設の確保が図られるよう、施設整備等に対する支援を行います。なお、それぞれの地域における一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯などの実態、地域における今後の高齢者人口の推計等を踏まえて、過剰な保険料の負担に繋がらないよう、計画性を持った施設整備となるよう市町村に助言します。
- 県は、入所者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重した介護が行われるよう、ユニットケアの特性や効果について理解を広めながら、新たに創設・改修する施設については、ユニットケアの導入を基本として推進し、多床室については、高齢者のニーズ、地域特性、利用者負担及び施設の整備計画を踏まえ、プライバシーに配慮した居住環境改善に向けた取組みを進め、長期的な視野に立って対応します。

¹ ユニットという10名前後の少人数グループごとに介護を行っていく施設

² ユニットケアとは、住宅に近い居住環境の下で、入居者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重し、また、入居者相互が人間関係を築きながら日常生活を営めるように介護を行うもの。

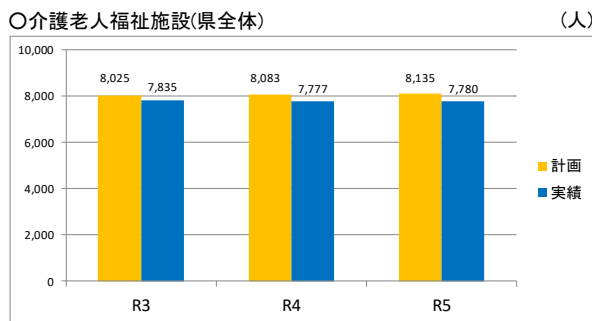
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設

■ サービスの内容

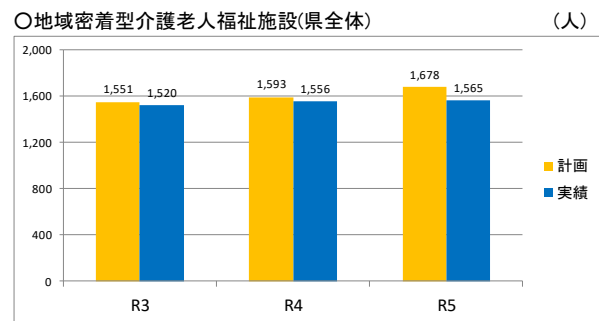
日常生活に常時介護が必要な人が入所して食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や療養上の世話を提供する施設です。

地域密着型介護老人福祉施設は定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設です。

■ サービスの利用状況 (県全体)



※令和5年度は見込



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み (県全体、地域別)

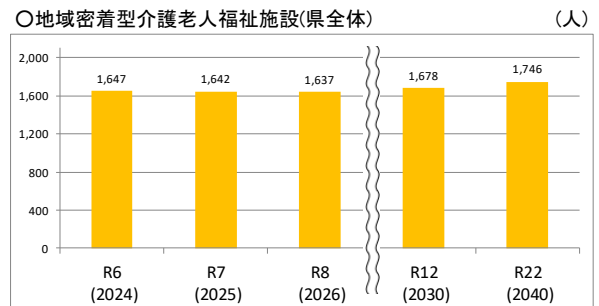
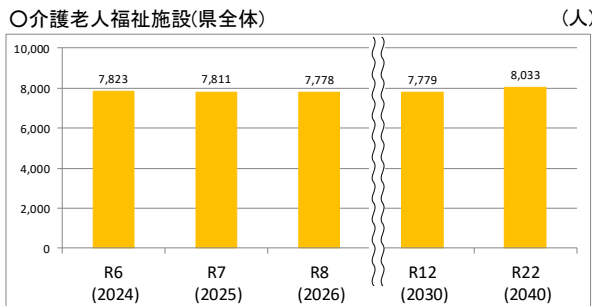
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設の入所者は、計画期間中は減少していくものと見込まれます。

○介護老人福祉施設 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	3,601	3,594	3,587	3,614	3,792
最上	841	839	833	843	851
置賜	1,543	1,543	1,523	1,485	1,509
庄内	1,838	1,835	1,835	1,837	1,881
県全体	7,823	7,811	7,778	7,779	8,033

○地域密着型介護老人福祉施設 (人)

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	996	991	986	1,007	1,066
最上	51	51	51	53	51
置賜	195	195	195	197	195
庄内	405	405	405	421	434
県全体	1,647	1,642	1,637	1,678	1,746



施策の推進方向

- 今後、多様な地域密着型サービスを有機的に結びつけ、効果的な介護サービスの提供を図る観点から、県は、地域密着型介護老人福祉施設を中心に、必要に応じた施設整備の支援を行います。
- 施設環境の面では、ユニットケアの推進など、利用者の生活の向上に配慮した快適な施設づくりを推進します。

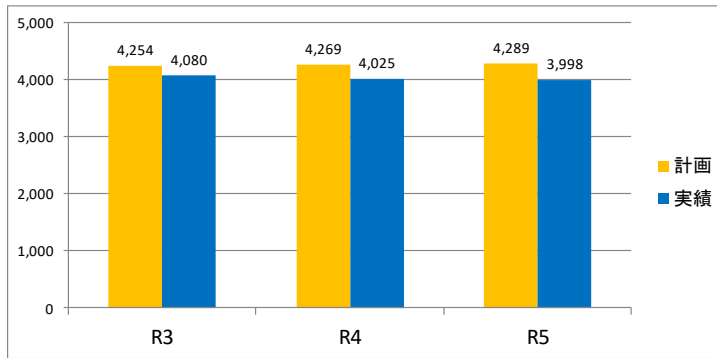
介護老人保健施設

■ サービスの内容

病状が安定している人に対し、在宅復帰を目指して、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを一体的に提供する施設です。

■ サービスの利用状況（県全体）

○介護老人保健施設(県全体) (人)



※令和5年度は見込

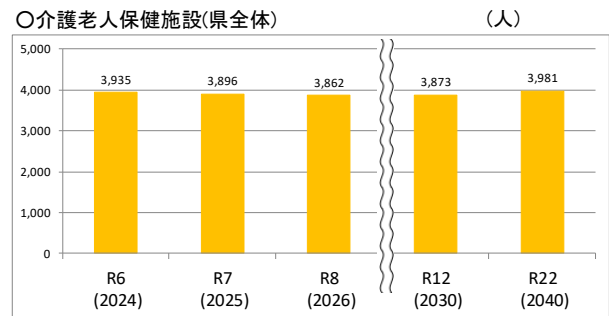
■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

介護老人保健施設の入所者は、計画期間中は減少していくものと見込まれます。

○介護老人保健施設

	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R22 (2040)
村山	1,414	1,415	1,414	1,393	1,453
最上	380	378	371	383	382
置賜	1,033	1,024	999	994	1,008
庄内	1,108	1,079	1,078	1,103	1,138
県全体	3,935	3,896	3,862	3,873	3,981

○介護老人保健施設(県全体)



施策の推進方向

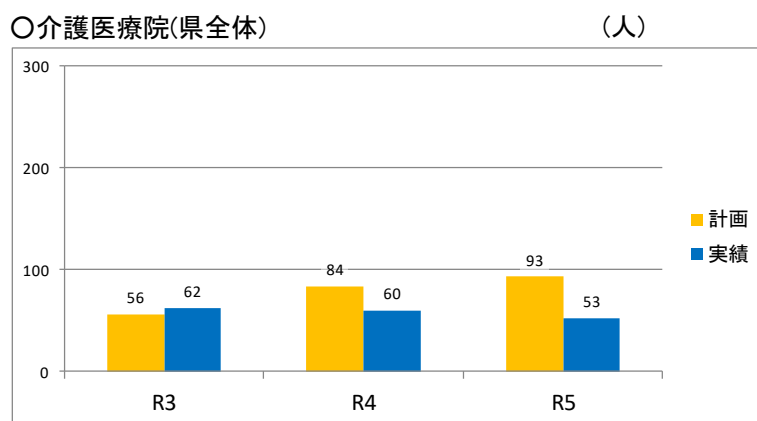
- 県は、療養環境の質的な向上を図るため、リハビリテーション機能の強化を図るとともに、ユニットケアの導入について関係者の理解を得られるよう、必要な協議を進めます。

介護医療院

■ サービスの内容

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

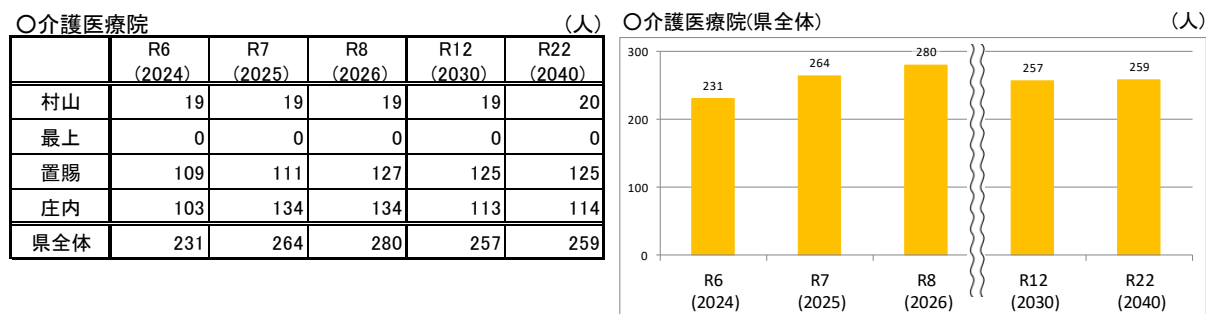
■ サービスの利用状況（県全体）



※令和5年度は見込

■ サービス量の見込み（県全体、地域別）

介護医療院は、計画期間中は増加していくものと見込まれます。



施策の推進方向

- 県は、療養病床を有する医療機関に対し、介護医療院等への転換時における施設・設備基準の緩和措置や交付金制度等の活用についての助言を行い、療養病床の転換が円滑に進むよう支援します。

■必要利用定員総数及び必要入所定員総数

① 介護専用型特定施設入居者生活介護等

- 県は、県全域及び老人福祉圏域ごとに、介護専用型特定施設入居者生活介護等（介護専用型特定施設入居者生活介護（要介護者のみ入居可能な特定施設）、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の必要利用定員総数（中核市（山形市）指定分を含む。）を以下のとおり定めます。

【県全域】

（単位：人）

施設の種類の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	18	18	18
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,592	1,621	1,641	1,641
計	1,610	1,639	1,659	1,659

【村山圏域】

（単位：人）

施設の種類の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	18	18	18
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	970	999	999	999
計	988	1,017	1,017	1,017

【最上圏域】

（単位：人）

施設の種類の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	49	49	49	49
計	49	49	49	49

【置賜圏域】

（単位：人）

施設の種類の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	174	174	194	194
計	174	174	194	194

【庄内圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	399	399	399	399
計	399	399	399	399

【中核市（山形市）（参考）】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護専用型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	18	18	18	18
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	484	484	484	484
計	502	502	502	502

② 混合型特定施設入居者生活介護等

- 県は、老人福祉圏域ごとの混合型特定施設入居者生活介護（介護専用型以外の特定施設）の必要利用定員総数（中核市（山形市）指定分を含む。）を以下のとおり定めます。

なお、混合型特定施設入居者生活介護については、施設内に自立・要支援者が入居していることから、施設全体の利用定員ではなく、施設定員数の7割を超えない範囲で必要利用定員総数を定めることとします。

(単位：人)

区分	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
村山圏域	753	753	753	753
最上圏域	77	77	77	77
置賜圏域	256	256	256	256
庄内圏域	189	279	279	279
県全域	1,275	1,365	1,365	1,365

【参考】

(単位：人)

区分	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
中核市（山形市）	539	539	539	539

③ 介護保険施設

- 県は、県全域及び老人福祉圏域ごとに、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数（中核市（山形市）指定分を含む。）を以下のとおり定めます。

【県全域】

（単位：人）

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	7,901	7,912	7,892	7,892
介護老人保健施設	4,140	4,020	4,020	3,970
介護療養型老人保健施設	69	69	69	69
その他の介護老人保健施設	4,071	3,951	3,951	3,901
介護医療院	193	313	313	313
必要入所定員総数の合計	12,234	12,245	12,225	12,175

【村山圏域】

（単位：人）

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	3,657	3,657	3,657	3,657
介護老人保健施設	1,490	1,490	1,490	1,490
介護療養型老人保健施設	29	29	29	29
その他の介護老人保健施設	1,461	1,461	1,461	1,461
介護医療院	18	18	18	18
必要入所定員総数の合計	5,165	5,165	5,165	5,165

【最上圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	880	880	880	880
介護老人保健施設	390	390	390	390
介護療養型老人保健施設	0	0	0	0
その他の介護老人保健施設	390	390	390	390
介護医療院	0	0	0	0
必要入所定員総数の合計	1,270	1,270	1,270	1,270

【置賜圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	1,539	1,539	1,519	1,519
介護老人保健施設	1,097	1,057	1,057	1,007
介護療養型老人保健施設	0	0	0	0
その他の介護老人保健施設	1,097	1,057	1,057	1,007
介護医療院	117	157	157	157
必要入所定員総数の合計	2,753	2,753	2,733	2,683

【庄内圏域】

(単位：人)

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	1,825	1,836	1,836	1,836
介護老人保健施設	1,163	1,083	1,083	1,083
介護療養型老人保健施設	40	40	40	40
その他の介護老人保健施設	1,123	1,043	1,043	1,043
介護医療院	58	138	138	138
必要入所定員総数の合計	3,046	3,057	3,057	3,057

【中核市（山形市）（参考）】

（単位：人）

施設の種類	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
介護老人福祉施設（地域密着型以外）	1,296	1,296	1,296	1,296
介護老人保健施設	429	429	429	429
介護療養型老人保健施設	29	29	29	29
その他の介護老人保健施設	400	400	400	400
介護医療院	18	18	18	18
合計	1,743	1,743	1,743	1,743

(2) 老人福祉施設等の整備

① 生活課題を抱える高齢者の住まい

現状・課題

- 社会情勢の変化や多様化する家族のあり方等に伴い、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の高齢者が増加しています。
- 生活困窮者や社会的に孤立する高齢者など多様な生活課題を抱える高齢者も増加する中、経済的な理由等から在宅での生活が困難な高齢者を受け入れる養護老人ホーム、日常生活に不安を抱く高齢者が利用する軽費老人ホーム、生活支援ハウスは、こうした事情を抱える高齢者の受け皿となっています。

深化・推進のポイント

- 多様な生活課題を抱える高齢者の住まいの確保

養護老人ホーム

■ 施設の内容

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する措置施設であり、入所者は、介護サービスの利用が可能です。

■ 整備状況（2023 (R5) 年度末現在）

施設の種類	施設数	定員
養護老人ホーム	12	900

資料：県高齢者支援課

■ 必要入所定員総数

(単位：人)

区分	老人保健福祉圏域				計
	村山	最上	置賜	庄内	
2023 (R5) 年度までの必要入所定員総数	400	100	250	150	900
2026 (R8) 年度までの必要入所定員総数	400	100	250	150	900

施策の推進方向

- 養護老人ホームは、在宅において一人で生活することが困難な高齢者等を養護する機能に加え、今後は入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導、訓練その他の援助を行う機能を持つ施設としても重要な役割を担うことが期待されることから、県は、必要な定員数の確保を図ります。

軽費老人ホーム

■ 施設の内容

軽費老人ホームは、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯の高齢者で、身体機能の低下などにより独立して生活するには不安のある場合に利用できる施設です。

■ 整備状況（2023(R5)年度末現在）

施設の種類	施設数	定員
軽費老人ホーム	12	545

資料：県高齢者支援課

■ 必要入所定員総数

(単位：人)

区分	老人保健福祉圏域				計
	村山	最上	置賜	庄内	
2023(R5)年度までの必要入所定員総数	265	0	130	150	545
2026(R8)年度までの必要入所定員総数	265	0	130	150	545

施策の推進方向

- 居住機能と介護保険サービスの対応を備え、かつ低額な料金で利用できる施設であり、高齢者が安心して住める介護付きの住まいとして期待されることから、県は、必要な定員数の確保を図ります。

生活支援ハウス

■ 施設の内容

生活支援ハウスは、一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯の高齢者及び家族による援助を受けることが困難で、居宅で生活することが不安な高齢者が利用する施設であり、介護保険施設等の退所者のための施設としても期待されます。

■ 整備状況（2023(R5)年度末現在）

施設の種類	施設数	定員
生活支援ハウス（高齢者福祉センター）	8	83

資料：県高齢者支援課

■ 必要入所定員総数

（単位：人）

区分	老人保健福祉圏域				計
	村山	最上	置賜	庄内	
2023(R5)年度までの必要入所定員総数	0	53	0	30	83
2026(R8)年度までの必要入所定員総数	0	53	0	30	83

施策の推進方向

- 生活支援ハウスは、通所介護施設（デイサービスセンター）と併設される場合が多いことから、サービスの質の向上のため、県は、併設する通所介護部門との連携を図ります。

② 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

現状・課題

- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は、要介護認定を受けなくても入居が可能な高齢者の居住施設ですが、実際には、要介護認定を受けた高齢者が多く居住しており、多様な介護ニーズの受け皿となっています。
- このことから、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険施設と合わせた入居定員総数が過剰にならないよう、適切に見込むことが重要です。

¹ 介護専用型有料老人ホームは要介護認定者のみが入居可能な施設

深化・推進のポイント

- 将来に必要な介護サービス基盤の適切な整備

有料老人ホーム

■ 施設の内容

有料老人ホームは、老人福祉法第29条に規定される「老人を入居させ、介護等のサービスを提供する施設」で、①介護型、②住宅型、③健康型の3つの類型に分類されますが、本県では介護型、住宅型のみが整備されています。

有料老人ホームを設置した場合、設置者は、老人福祉法により、所管庁（※）に対して届出をする必要があります。

（※）山形市内にある有料老人ホームは山形市が所管庁、それ以外は県が所管庁

■ 整備状況（2023（R5）年度末現在）

施設の種類	施設数	定員
有料老人ホーム	192	4,904

資料：県高齢者支援課

サービス付き高齢者向け住宅

■ 施設の内容

サービス付き高齢者向け住宅は「高齢者の住まいの安定確保に関する法律」の改正により、平成23年10月に、国土交通省と厚生労働省の共管により創設された施設です。事業者の申請による登録制度（山形市内にあるサービス付き高齢者向け住宅は山形市に登録、それ以外は県に登録）で、登録については事業者の任意とされています。

少なくとも安否確認、生活相談を提供することとされ、これに加え、食事の提供、入浴・排せつ等の介護、洗濯・掃除、健康管理のうちいずれか1つ以上のサービスを提供している施設は有料老人ホームにも該当し、県（山形市内の住宅は山形市）に届出を行う必要がありますが、サービス付き高齢者向け住宅の任意の届出をした施設については、有料老人ホームの届出を行う必要はありません。

■ 整備状況（2023（R5）年度末現在）

施設の種類	施設数	戸数
サービス付き高齢者向け住宅	67	1,420

資料：県高齢者支援課

施策の推進方向

- 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、民間が主体となり供給されている住宅ですが、県は、介護ニーズの受け皿としての役割を果たせるよう、市町村から提供される情報等に基づき、未届けの有料老人ホームの届出促進や指導監督の徹底を図ります。
- 県は、必要に応じ、市町村と連携しながら、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）の指定を受ける有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅への移行を促します。
- 県は、有料老人ホームの届出及びサービス付き高齢者向け住宅の登録時に、過剰な介護サービスの基盤整備とならないこと等について、建設地の市町村担当課（住宅・福祉）の意見の聴取を求めます。
- 県は、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の適正な居住環境やサービスを確保するため、必要に応じて立入検査等による指導・監督を実施します。

【参考】

施設類型	サービス付き高齢者向け住宅	有料老人ホーム	
		【住宅型】	【介護付】
根拠規定	登録基準（必須） ※国土交通省・厚生労働省共同省令	山形県指導指針 （努力目標）	介護保険法・厚生労働省令・山形県条例・施行規則
専用床面積	（原則）25㎡以上	13㎡以上	
設備	各専用部分に台所※、収納設備※、浴室※、水洗便所、洗面設備を備える ※設備は共用部分に備えることで、各専用部分に備えるのと同程度の水準を確保できれば共用で代替可	左記設備は共用部分に設置で可	
	バリアフリー構造であること	要介護者用の浴室・便所・廊下はバリアフリー構造であること	
サービス	「安否確認」「生活相談」は必須 その他の生活支援、医療・介護サービスの内容は住宅ごとに異なる	「食事の提供」「介護」「家事」「健康管理」のいずれかを行うこととされ、その他のサービスの内容は、ホームごとに異なる	
職員配置	職員が少なくとも日中（概ね9時～17時）は建物（近接した土地に存する建物を含む）に常駐	ホームごとに異なる入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置	厚生労働省令・山形県施行規則で規定 ex.3人の要介護者に1人以上の介護・看護職員を配置
介護保険サービスの利用	住宅・ホームに併設された事業所や外部の事業所から「居宅介護サービス（ex.訪問介護・デイサービス等）」を利用できる。	「特定施設入居者生活介護」サービスを利用できる	
介護保険法上の被保険者取扱い	「有料老人ホームの4サービスのいずれかを提供するもの」は「住所地特例」適用	「住所地特例」適用	

■ 入居定員総数

- 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅が多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、県は、県全域及び老人福祉圏域ごとに、特定施設の指定を受けていない住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数（サービス付き高齢者向け住宅については戸数）を以下のとおり見込みます。

■ 住宅型有料老人ホームの入居定員総数 （単位：人）

区分	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
村山圏域	1,319	1,319	1,319	1,319
最上圏域	438	438	438	438
置賜圏域	908	908	908	908
庄内圏域	1,030	1,020	1,020	1,020
県全域	3,695	3,685	3,685	3,685

【中核市（山形市）（参考）】 （単位：人）

区分	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
中核市（山形市）	900	900	900	900

■ サービス付き高齢者向け住宅（特定施設以外）の入居定員総数 （単位：戸）

区分	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
村山圏域	686	686	686	686
最上圏域	26	26	26	26
置賜圏域	121	121	121	121
庄内圏域	495	495	495	495
県全域	1,328	1,328	1,328	1,328

【中核市（山形市）（参考）】 （単位：戸）

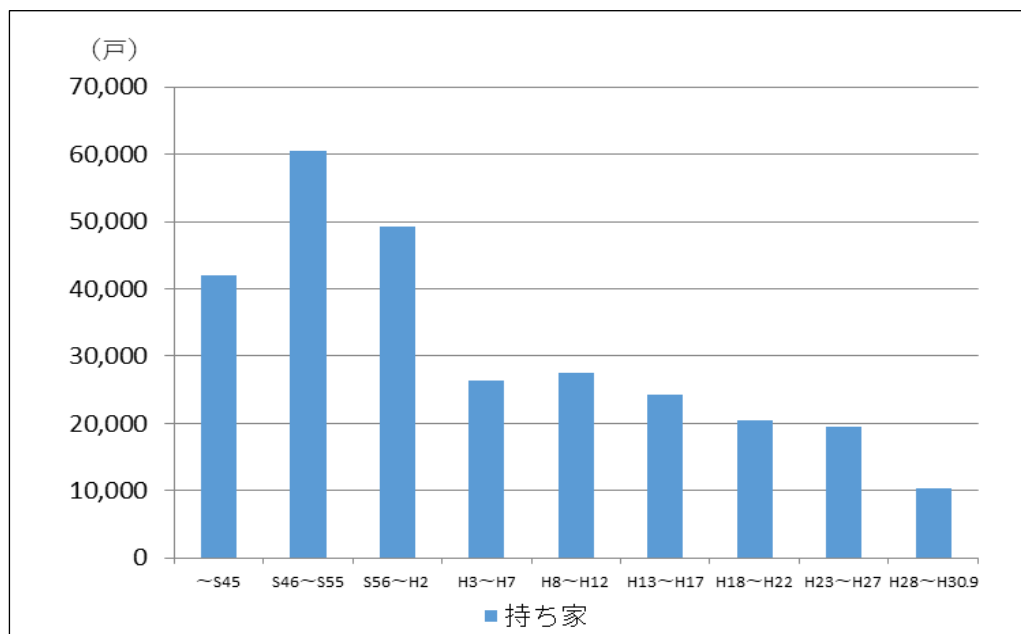
区分	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
中核市（山形市）	503	503	503	503

(3) その他の居住環境の整備

現 状

- 総務省が2018 (H30)年に実施した「住宅・土地統計調査」の結果から県内の住宅（持ち家）の建築時期を見ると、以下のような視点で問題を抱えている住宅が想定されます。
 - ア 建築後30年以上経過した住宅が全体の半数以上を占めており、各種設備の耐用期間や住宅取得者の高齢化を踏まえると高齢者住居としてのリフォームが必要であると想定されます。
 - イ 建築基準法による耐震基準が強化される（1981 (S56)年5月）以前に着工された住宅がまだ多くを占め、構造の安全性の面で不安な住宅が残っていると想定されます。
- 県では、「山形県住生活基本計画」を2022 (R4)年3月に策定し、「人口減少社会においても、地域の活力を維持し、すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境の実現」を基本方針とし、住宅の耐震化・バリアフリー化などの必要性の意識啓発、高齢者宅の耐震化、バリアフリー化、高断熱化等のリフォーム工事への支援等の施策を推進しています。

■ 県内に現存する持ち家の建築時期



資料：「平成30年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計局）

課 題

- 現在の住宅で安全で安心して暮らし続けるための環境整備が必要です。
- 耐震改修工事には多額の費用を要するため、耐震化が進まない状況にあります。
- 住宅の断熱性能が低いことで、肺炎等病気の助長や熱中症の発生その他、住宅内における温度差（ヒートショック）による入浴事故等の危険性が高まります。
- 高齢化の進展などにより、住宅確保に配慮を要する高齢者世帯の増加が予想されるため、公営住宅を補完する新たな枠組みによる支援が必要となっています。

深化・推進のポイント

- 安全で安心な高齢者の住まいの整備と身体への負担が少ない住宅の整備促進

施策の推進方向

- 県は、民間住宅について、高齢者世帯の意識啓発に努めながら、高齢者が現在住んでいる住宅のリフォーム工事への支援（補助）により、耐震化、バリアフリー化及び高断熱化を進めるとともに、新築住宅においては、断熱性能と気密性能を有する住宅の整備を促進します。
- 県は、住宅確保が困難な高齢者世帯に対し、入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進し、情報提供を行います。

評価目標

評価目標項目	現状 2022 (R4) 年度	目標	
		2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
年間の「やまがた省エネ健康住宅」の新築戸数	128戸／年	200戸／年	232戸／年